

認定対象者の添付書類

《子の場合》

住民票が日本国内にあることが認定の要件です。例外として認められる場合についてはパレット健保までお問い合わせください。

A + B + Cそれぞれで当てはまった全ての書類を以下の「添付書類一覧」で確認し、提出してください。

A 現況について				書類 番号	
☐ 乳児、未就学児童、義務教育の子ども				不要	
☐ 学生				②	
☐ 給与所得者	3ヶ月以上の給与の支給実績がある			① ③	
	勤務を開始したばかりで、給与の支給実績が3ヵ月以上ない			① ④	
☐ 無収入	過去1年以上まったく収入がない			① ⑤	
	過去1年の間に 会社を辞めている	雇用保険に 加入していた	離職票の発行あり	- 失業給付の受給手続き、延長手続きをする - 失業給付の受給はしない	① ⑥
			既に失業給付の受給を終了している		① ⑦
		離職票の発行なし		① ⑧	
	雇用保険に加入していなかった			① ⑨	
自営業を廃業した				① ⑩	
☐ 確定申告者				① ⑪	

B 被保険者との居住状況について			書類 番号
☐ 同居	被保険者にはパレット健保の扶養に入っていない 配偶者がいる（配偶者の申請を同時に行う場合は不要）		⑫
☐ 別居 （単身赴任） （通学）	被保険者に配偶者はいない	子は被保険者と同一世帯	⑬
		子は被保険者と別世帯	⑬ ⑭
☐ 別居 （施設入所）	施設に住民票を移していない		⑭ ⑮ ⑯
	施設に住民票を移している		⑭ ⑯ ⑰
☐ 別居（その他）			⑭ ⑮ ⑱

C 年金・手当金等 ^{（※2）} の受給について		書類 番号
☐ 年金受給者		⑲
☐ 手当金等の受給者		⑳

状況に応じて追加で書類をご提出
いただく場合があります。添付書類
について、ご不明な場合はパレット
健保までお問い合わせください。
（電話 03-3984-7171）

添付書類一覧

パレット健保様式★

（パレット健保様式★以外はすべてコピーを添付）

①	扶養状況届★	⑫	被保険者の配偶者の収入証明 ※配偶者がパレット健保の被保険者の場合 は、記号番号を申請書の余白に記入 ※退職している場合は退職日のわかる書類	収入 の 種 類	給与のみ	③
②	学生証	⑬	被保険者の世帯全員の住民票 発行から3ヶ月以内		年金のみ	⑤と⑲
③	給与明細直近3ヵ月分	⑭	認定対象者の世帯全員の住民票 発行から3ヶ月以内		給与+年金	③と⑲
④	雇用契約書（月の収入が確認できるもの）と発行されている給与明細	⑮	パレット健保に加入していない 同居家族の収入証明 （同居家族のうち被保険者の子は除く）		確定申告者	⑪
⑤	所得証明書 ^{（※1）} 省略可能 パレット健保に加入していない家族の 所得証明書は省略することができません	⑯	入所証明書			
⑥	離職票 1.2（または雇用保険受給資格者証）と失業給付用念書★	⑰	施設費用を負担している領収書 直近3ヵ月分			
⑦	雇用保険受給資格者証	⑱	金融機関の振込明細票 直近3ヵ月分			
⑧	離職票未発行退職証明書★ または 雇用保険資格喪失確認通知書	⑳	直近の年金振込通知書 ^{（※1）} 省略可能 パレット健保に加入していない家族の 年金振込通知書は省略することができません			
⑨	退職源泉徴収票 退職日の記載があり、社会保険料 控除欄が空欄（0円）のもの		直近の支給決定通知書 ^{（※2）}		受給者の氏名、支給金額、支給月など 確認できるもの	
⑩	廃業証明書					
⑪	確定申告書類一式 税務署の受付が確認できるもの					

（※1）扶養登録申請書に個人番号の記載がある方は添付を省略することができます。但し、情報照会に時間を要する場合がございますので、お急ぎの場合は添付書類としてご提出ください。また、情報照会ができない場合、改めて書類をご提出いただく場合がございますので予めご了承ください。

（※2）児童手当、生活保護、障害手当、傷病手当、職業訓練給付金、求職訓練給付金など